


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則				
	部 課 機 関				
<p>1 要 旨</p> <p>東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱及びひとり親家庭ホームヘルプサービス事業取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象を、20歳に満たない児童のいるひとり親家庭に改める。 ・事由に、失踪、残業及び未就学児のいるひとり親家庭の就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合を追加する。 ・派遣回数に関する規定及び業務時間についての「2時間以上」の規定を削除する。 ・派遣費用負担額の付加分に係る時間帯の「午後5時から」を「午後6時から」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出